

会計年度任用職員の処遇改善を求める意見書

地方自治体における公務運営においては、任期の定めのない常勤職員を中心とするという原則を前提としつつも、自治体で働く会計年度任用職員等は2020年の総務省調査によると全国で約70万人とされ、公務運営の重要な担い手となっています。

地方自治法及び地方公務員法の改正を受け、2020年4月から適正な任用や勤務条件の確保を目的として会計年度任用職員制度がスタートし、それに伴い各種休暇制度の確立や期末手当の支給など一定程度の処遇改善がされましたが、常勤職員との均衡、均等ということ言えば、同一労働同一賃金になり得ていないのが現状です。

また、2020年度以降の人事院勧告では、2年連続で期末手当の削減内容が盛り込まれており、勧告が情勢適応の原則に基づくものと参酌し、長年の取組の成果として会計年度任用職員にも支払われることとなったことを鑑み、政府（国）におかれては、次の事項が実現されるよう要望します。

1. 国の非常勤職員との均衡を踏まえ、全ての会計年度任用職員に勤勉手当が支給できるよう、地方自治法の改正を図ること。
2. 会計年度任用職員制度の導入に伴う処遇の適正化に係る財源については、確実に確保されるよう、今後も各自治体の実態を把握し必要な措置を講じること。

上記のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

2022年（令和4年）6月23日

福山市議会